

情報 ひがし労

JR東労働組合 中央本部

発行人 松下 明

編集者 情宣部

『まん延防止等重点措置』の適用

「自由」を制限する政府に警鐘を鳴らそう！

政府は、宮城県、大阪府、兵庫県に対し、『まん延防止等重点措置』の初適用を決めました。期間は、4月5日から大型連休が終わる5月5日までとなります。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除から1カ月。野党からは「宣言解除後、わずか1カ月で『まん延防止等重点措置』を発令するのは、解除時期の判断ミス。ひとえに政府の責任だ」と批判の声が上がっています。今回の重点措置の適用は、知事が飲食店などに営業時間の短縮を要請、応じない店舗には、知事が命令を出し、拒否すれば20万円以下の過料が科されます。

大阪府では、大阪市内の飲食店などに対して、午後8時までの時短営業を要請する他、アクリル板の設置、マスクをしていない客の入店拒否、「マスク会食」をしていない客に退店を求めることなどを「義務化」することを決めています。

まん延防止等重点措置		緊急事態宣言
飲食店などに対象限定 時短命令が可能	対象業種	幅広く対象に。 時短に加え、休業命令も可能
20万円以下の過料	命令拒否の罰則	30万円以下の過料
2番目に深刻なステージ3相当	適用する感染状況	最も深刻なステージ4相当
市区町村などに限定可能	対象地域の指定	都道府県

また、私権制限を伴う対応をすることを疑問視する声も根強いです。

緊急事態宣言で「自由」が奪われました。緊急事態宣言を発令しなくとも、罰則を科すことができる「まん延防止等重点措置」という新たな規定で私たちの「自由」は再度制限をされます。憲法を改正せずとも法律によって「自由」が奪われている現実を私たちは、警鐘を鳴らしていかなければなりません。

感染症抑制には、自覚的な協力が必要であり、社会的な連帯が求められ、罰則ではなく補償こそが求められています。

「命と生活と自由」を守るため、新型コロナウイルス4つの重点課題を広めよう！